

プラトンの理想国における 死刑制度の存立根拠

西尾 浩二
Koji NISHIO

序

この小論の課題は、プラトンの『国家』で構想された理想国における死刑制度の存立根拠を考察するという非常に限定的なものである。したがって当然ながら、現代の死刑存廃論争への寄与を何ら意図するものではない。ただ願わくは、このような個別的問題を通して、『国家』で展開されるより広範な問題群へも微かなりと光を当てたいと思う。

I

敬愛の師ソクラテスは死刑に処せられたが、プラトンは死刑制度そのものを憎んだり全面廃止を唱えたりせず、終生、死刑制度存置論者であったと思われる。実際、『国家』で素描された理想国にも死刑制度が存置されていることは、数少ないが明確な言及箇所から知られるし、とりわけ最晩年の『法律』に至っては、死刑に処すべき罪が刑罰体系の内に入念に定められてもいる。むしろ当時のアテナイの制度を無反省に取り入れたわけではあるまい。しかしそれならば、プラトンの理想国において、死刑制度の存立根拠はいかなる点にあるのだろうか。彼は

この問いへの回答を示す用意がなければならないが、『国家』の論述はこの要求に応えられるだろうか。

考察に先立って「死刑制度の存立根拠」という設定課題を明確に規定しておく。以下で「死刑」という場合の「死」とは、プラトンの著作中では普通のこととして、魂の死滅ではなく魂と肉体の分離を意味する。また以下で問題とするのは制度としての死刑である。他の国家類型、特に僭主独裁制的国家では制度としての死刑を個人の恣意による殺人（私刑、粛清）から区別することは困難かもしれない（cf. VIII 574e）が、理想国（さしあたり第四巻までに描かれたものを指す）では両者を区別する十分な理由がある。そしてその「存立根拠」を考察する際、私は法的、政治的、社会学的、心理学的、哲学的あるいは形而上学的といった特定の観点に視点を限定しないで（そのような限定づけは『国家』の論述には最も適さないだろうから）、いったいいかなる根拠に基づいてプラトンは理想国に死刑制度の存置を容認するのかを、その妥当性を含めて、（魂論の観点を一応の基軸としつつも）できるだけ重層的に検討したい。

さて死刑は刑罰の一つだから、まずは刑罰論が考察の出発点だろう。プラトンの刑罰論の一般的性格として、ちょうど応報的正義観を彼が退けると即応して、応報的な観点（応報刑論）よりもむしろ、受刑者本人や社会一般の改善と犯罪予防を目的とする観点（目的刑論、あるいは功利的刑罰観）を強調する点を挙げることができる。（ちなみにプロタゴラスの演説はこの対比を最も明確に打ち出している。Prot. 324a-b, also cf. Legg. 934a-b）この点は理想国での死刑制度に関する数少ない直接的言及の一つである次の引用からも窺われる。これは医者と並んで、（「魂によって魂を支配する」ことを職務とする）裁判官についての法規定を述べた一節である。

（ソクラテス）「それでは君は、そのような裁判官 [優れた裁判官] のあり方とともに、われわれが先に述べたような医術のあり方をもあわせて、これを法として君の国 [プラトンの理想国] に制定することになるだろうね。これら両者は、(1) 君の国民のなかで、身体と魂の両面においてすぐれた素質をもつ者たちの面倒をみるであろうが、そうでない者については、身体面で不健全な人々は死んで行くにまかせるだろうし、(2) 魂の面で邪悪に生れつき、しかも治癒の見込みがない者たちはこれをみずから死刑に処するだろう。」

（グラウコン）「少なくともそれが、(a) そうされる人々自身にとっても、(b) 国家にとっても、最善であることが明らかにされました。」（III 410a: 以下の引

用は藤澤訳（岩浪文庫版）による）

刑罰論が本題ではないこの引用箇所ではさほど鮮明ではないが、他の対話篇（esp. cf. *Gorg.* 525b-c; *Legg.* 854e-855d, 862d-863a）をも通覧すれば、目的刑論であるプラトンの刑罰論の基本的特徴として次の二点を指摘できる。第一に、身体の病の治療と類比的に魂の病（＝不正）の治療として論じられること、そして患者（刑罰の対象者）を治療の可能性の有無によって二分し、治療不可能な者を死刑相当とすること（上の下線部（2））。第二に、刑罰の目的は、(a) 受刑者本人の利益（ため）になること（本人の改善のための刑罰、いわゆる特別予防論に通じる考え）と、(b) 他の人たちの利益（ため）になること（見せしめによる犯罪抑止のための刑罰、いわゆる一般予防論に通じる考え）の二点に集約されること。さらにこれに加えて、治療可能な者の処罰では (a) 本人の利益が強調されるのに対し、治療不可能な者の処罰では (a) の視点は大方否定されて (b) 他者の利益が強調される傾向にある点（上の引用では違う）も指摘できよう。

上の引用ではしかし、ソクラテスは第二の点には触れず、また第二の点に触れていると受け取れるグラウコンの要約（下線部 (a) (b)）もやや性急になされているように思われる。というのも、引用の直前の議論では、医者が患者の死めに任せてしかるべき場合の理由説明は明確になされる（cf. III 407e1-2, 408b1-2）が、裁判官が死刑に処すべき場合の理由説明はグラウコンの要約に反して必ずしも（少なくとも明確な形では）なされてはいないからである。二人の説明の空白部分（第二の点）は、引用箇所の段階では登場していない魂論（魂の三区分説）を前提としなければ埋められないからだとも考えられる。実際、魂の治療について語るには魂論をまず語らねばならないはずだろう。そこで以下では、魂論（魂の三区分説）を議論の基軸として刑罰の根拠づけを試みつつ、死刑制度の存立根拠を見定めるために、死刑の効果について、まずプラトンが否定しがちな（しかし上のグラウコンは肯定するように見える）(a) の点、つまり死刑が受刑者のためになる（にとってよい）ということはいかなる意味で言えるかを簡潔に示し、次にプラトンが積極的に肯定する (b) の点、つまり死刑が他の者のためになるということ（死刑の犯罪抑止効果）についてその当否を含めて検討する。

II

そもそも理想的な国（最善の国家）にも犯罪者が存在しうることを確認しておく。さもないと死刑制度の存立根拠など皆無であろう。ところが人間の制約条件に目を向けるなら、そこでも犯罪者の存在可能性は疑い得ない。すなわち理想国の構成員として所詮は人間であり肉体と結びついた存在である以上、いかにしても肉体に由来する悪から完全には逃れられないのである(*Rep.* VII 519a-b, X 611d-612a; *Phaed.* 66b-d, also cf. *Legg.* 853b-d; *Rep.* III 405a)。肉体的なものがすべて悪なのではないが、プラトンの考えでは、肉体との結びつきが魂にもたらす悪は確かにある。「不法な欲望」(IX 571b-d)とそれに伴う悪徳はその代表的なものだろう。またさらに、仮に不正など魂に固有の悪そのものが魂を死滅（消滅）させるのであれば、犯罪者はいわば自然消滅するわけだから、やはり死刑制度は不要だったろう。だが現実には、魂と悪徳の関係は肉体と（それに固有の悪である）病気との関係とは異なり、魂は悪徳をもったまま存続し得るのである(X 610b-d: 魂不死の証明の一環)。このように肉体との結びつきに由来する魂の悪と、悪しき魂の存続ということがなければ、犯罪者も死刑制度もあり得ない。

それならば死刑とはまず、すでに悪化した魂を悪の原因（あるいは誘因）となる肉体から人為的・強制的に切り離すことであると言える。受刑者の魂に焦点を絞れば、これは魂のさらなる悪化を防ぐことだが、ここで注目したいのは、悪しき欲望の再浮上の防止以外に、魂と肉体の分離が悪化した（不正な）魂の不正行為への発現を封殺することで、不正行為の魂へのいわばフィードバックを遮断する効果をもつことである。

この事態は行為と魂のあり方の間に成立する次のような相関関係を基礎としている。すなわち個々の正しい（不正な）行為が魂の正しい（不正な）あり方を形成・強化し(IV 443e5-6, 444c10-d1)、そこから正しい（不正な）行為がさらに確固として発せられるように、両者は相互に強化し合う関係にある。刑罰をこの観点から見れば、不正行為→魂の悪化→さらに不正な行為……という悪循環に楔を打ち込み、正しい行為→魂の良化→さらに正しい行為……という適正な循環へ戻そうとすることである。そして死刑は、適正な循環の実現可能性が断たれている場合に、せめて悪循環の停止を図る非常手段だと言えよう。その意味で、死刑の場合は受刑者本人にとって魂の良化という積極的な利益は得られないが(*Gorg.* 525b-c)、魂の悪化の阻止という消極的な意味では無益ではない

と言える。（この局面では医療における安楽死の問題と交錯するかもしれない。）ただしプラトンはこれを死刑の存立根拠としてはほとんど言うに足らぬものとみなす。

ここで考察をさらに進めるために、魂論（魂の三区分説）の観点から刑罰一般を根拠づけてみよう。プラトンによれば、健康的なものが健康をつくり出し病氣的なものが病氣をつくり出すように、正しい行為は正義をつくり出し不正行為は不正をつくり出す（既述の行為と魂のあり方の関係）。そして、

「正義をつくり出すということは、魂のなかの諸部分を、自然本来のあり方に従って互いに統御し統御されるような状態に落ち着かせることであり、不正をつくり出すとは、それらの部分が自然本来のあり方に反した仕方互いに支配し支配されるような状態をつくり出すことである。」(IV 444d)

周知の通り、プラトンにとって魂の良化・悪化とは、魂の三部分（理知的部分＝内なる人・気概的部分＝ライオン・欲望的部分＝多頭の怪物）の間のこうした支配秩序（調和）の確立・解体である。魂の悪化は、理知的部分の弱小化と欲望的部分の強大化という二つの側面からまず捉えられるが、これに加えて気概的部分がいずれの側につくかという第三の側面があると考えられる。第三の側面は養育や教育によって大きく左右される。気概的部分は本性上、理知的部分の補助者・味方であって、養育や教育が適切に施されれば欲望的部分の側につくことはない (IV 440b, 441e-442a) が、悪しき養育や教育によって墮落させられた場合はその限りではなく、本来の働きを逸脱して単独で働いたり欲望的部分の側についたりすることがあるからである (441a)。

もっとも、仮に理知的部分が弱小であっても、法や教育に服することでそれを補完する道が残されている。法や教育には理知的部分の支配機能を代理する働きがあるからである (IX 590e)。それゆえプラトンは、理知的部分が弱小である職人でも、優れた支配者が強大な理知的部分をもって定めた法律に従えば（たとえばそこに盛り込まれた仕事への専心義務を果たすなら）、魂の調和を維持できるとみなすのである (IX 590c-d, cf. IV 443c-d: 専門の原則は正義（＝魂の調和）の影）。

刑罰の存在意義が見出されるのはまさにこの点である。つまり自己の内なる理知的部分によっては抑えられない程、下位部分（特に欲望的部分）が一時的にあるいは継続的に強大化し、結果不正行為として顕在化した場合、外なる理

知的部分としての法が介入し強権を発動して（社会秩序の回復とともに）魂の内なる秩序の回復を図るのである。したがって、

「不正が人目を逃れた者は、さらにいっそう悪い人間となるが、他方、人に気づかれて懲らしめを受ける者の場合は、その人の内なる獸的な部分（＝欲望的部分）が眠らされて穏やかになり、おとなしい部分（＝理知的部分）が自由に解放される。そして魂の全体は、本来の最も優れたあり方 [上の引用に示されたあり方] に立ち返り、知恵に支えられた節制と正義を獲得する。」(IX 591b)

このように刑罰は、下位部分（特に欲望的部分）に作用して（しかし説得により理知的部分をも呼び覚ましなが（588b, 589c））、それらを理知的部分の支配下に治め直し、魂の内に秩序を回復するための治療、あるいは再教育として捉えられる。引用では気概的部分に触れていないが、これも悪しき養育や教育のために墮落して本務を逸脱していれば当然再教育の対象になるはずである。いわゆる刑罰体系は、そうした魂への働きかけの具体的手法の一覧である。ある場合には、欲望的部分（金銭愛好部分）に何らかの仕方（例：罰金）で苦痛を与えることが有効であろうし、また魂の病（＝不正）がかなり進行している場合には、上で確認した「行為と魂のあり方の関係」に従えば、魂の秩序回復の契機として、まず行為のレベルで悪循環に楔を打ち込むこと（例：拘留・禁固・懲役）が有効であろう。

他方、魂の秩序の回復、言い換えれば理知的部分（＝「内なる人」）による支配の回復がもはや不可能である場合には、極刑として死刑が適用されることになる。ただし、回復不可能かどうかの判定には困難な点が多いと思われる。たとえば不正行為の具体的内容や規模や反復回数に基づいて、魂の病（＝不正）の進行度——不正行為→魂の悪化→さらに不正な行為……という悪循環の進行度——を測るとしても、それらは指標以上のものではなく、蓋然性の証拠にはなりえても不可能性の証拠にはならない。おそらくプラトンもこの点に関して決定的な解決策を用意してはいないと思う。この点には最後にもう一度触れる。

とにかくプラトンが死刑相当とみるのは、諸欲求を高次のレベルで統轄するはずの「内なる人」の支配が回復不可能である場合で、その典型は僭主独裁者の心性である(esp. cf. IX 574d-575a)。僭主独裁者への墮落を人間から狼への変身になぞらえている (VIII 566a) のはこの点で象徴的である。また『ゴルギアス』でも、死刑相当の不治の病に侵された者の大部分は独裁者や王や一般に権力者た

ちであるとしている。それは彼らには一般市民と異なり不正を行う自由があるために、魂を悪化させる悪循環から容易に脱却できないからなのである (*Gorg.* 525d-e, 510e-511a)。理想国ではそうした極端な魂の悪化を防ぐ仕組みが幾重にも施されているだろうから、死刑相当のケースは稀であるかもしれない。では死刑制度そのものをそうした仕組みの一つとして捉えた場合、その抑止効果はいかなるものか、その有効性も含めて次に検討しよう。

III

一般に犯罪者の摘発と処罰が国家社会とそこに住む他の者にもたらす利益としては、将来の実害の予防や、彼らが周囲の者に与える悪影響の排除（これはプラトンも特に強調するもの）もむろん見逃せないが、これらとは別に、見せしめとしての刑罰がもたらす利益を考慮することができる。単に実害や悪影響への配慮からいわば国家の病巣を除去するというだけなら、死刑（生命刑）ではなく禁固などの自由刑や追放刑でも（それに必要な社会的費用や脱獄・再入国の可能性を考慮しなければ）事足りるのだから、死刑制度の存立根拠に関わるのはむしろ後者の局面である。

見せしめとしての死刑が他の人たちの利益（ため）になるとすれば、それは上に見たような魂の秩序づけを促すからで、犯罪抑止はその派生的結果と考えられる。では魂の秩序づけはいかなる仕方でもたらされるか。見せしめとしての刑罰の効果を描くとき、プラトンが着目するのは刑罰の（法規における）予告よりも執行の段階であること、また強調点は刑罰の残虐性に基づいた威嚇による恐怖心の喚起であること、併せて刑罰の理由も公示され警告が発せられること（『ゴルギアス』末尾のミュートスや『国家』末尾の「エルのミュートス」での死後の刑罰の記述: *Rep.* X 615d-616a; *Gorg.* 525b-c）などから、その仕組みは次のように素描できると思われる。残虐な処刑の様子が気概的部分に作用して、恐ろしいことと恐ろしくないことについての考えを保持する力 (IV 442c, 429c, 430b: 勇気の規定の一節) を喚起するが、同時に刑罰の理由を示すことで理智的部分へも訴え、当該の適法な考えを与える。これらは両々相俟って欲望的部分の増長を抑え、かくして魂の秩序づけが促される。プラトンの魂論を前提にすれば、死刑による犯罪抑止効果はこの仕組みが機能するかどうかによって評価されるだろう。

ではこの点についていかに評価すべきだろうか。いわゆる「レオンティオス

説話」は、プラトンが意図しなかったにせよ、この点について否定的な評価を示唆するように思われる。この説話の意図は周知の通り、魂の三区分説の確立に向けて欲望的部分と気概的部分を区別することにあり、また舞台も理想国ではなく現実のアテナイでの出来事として語られるが、他面、見せしめとしての死刑が他者の魂に対していかほどの抑止効果をもつかを評価するための格好の素材でもあると思われる。説話の箇所は短いので復習のために引用しておこう。

「アグライオンの子レオンティオスがペイライエウスから、北の城壁の外側に沿ってやって来る途中、処刑吏のそばに死体が横たわっているのに気づき、見たいという欲望にとらえられると同時に、他方では嫌悪の気持ちかはたらいて、身をひるがえそうとした。そしてしばらくは、そうやって心の中で闘いながら顔をおおっていたが、ついに欲望に打ち負かされて、目をかっと見開き、屍体のところへ駆け寄ってこう叫んだというのだ。『さあ、お前たち、呪われたやつらめ、この美しい観物を堪能するまで味わうがよい!』」(IV 439e-440a)

まず注意すべきは、見せしめによる抑止効果を狙う限り、公開処刑は死刑制度の本質部分をなす不可欠の手続きとならざるを得ないことである。そして引用で注目されるのは、野ざらしにされた犯罪者の死体がレオンティオスの（気概的部分ではなく）欲望的部分に作用し、ついに他の部分を圧倒するほどにまで活性化を促進している点である。欲望的部分の増長は魂の秩序の崩壊を誘因し、魂の秩序の崩壊はいずれ不正行為として顕在化するのだとすれば、この説話は死刑による犯罪抑止の見事な失敗例であるとさえ言えるだろう。このようにプラトンの魂論（魂の三区分説）を前提とすれば、死刑制度は魂の秩序崩壊の契機ともなりえ、かえって犯罪を誘発し助長しかねない側面をもつ。少なくとも見積もっても死刑制度の犯罪抑止効果を過大評価することはできないのである。

この事例を強い死体愛好（ネクロフィリア）的欲望をもつ一人物の特異性に帰して一蹴することは適切でない。事例を真摯に受け止めるなら、念頭に置かれているのは一見するほど特異な事象ではないからだ。当時のアテナイでは処刑見物は通例のことであつたし、現代の日本に生きる我々にしても、仮に江戸時代のように特定の場所で（あるいはインターネット上で）処刑が公開されたとすれば、賛否はともかく相当の見物人の数（アクセス数）を見込めるだろうことは、火事場見物やグロテスク映画の視聴といった日常経験から類推しても想像に難くないが、こうしたことの根底には、死体愛好ではないにしても、見

物対象を自らの戒めとすることからは程遠い何か邪な心理事象（しばしば「残虐性」としても言われるもの）が横たわっていると考えられる。だからこそ現に、残酷な処刑や殺戮の描写は過激な暴力表現や性表現と並んで青少年の健全な育成を妨げるものとして、正当にも日本では規制対象とされてもいる。プラトンならそれを万人が生れつきもつという「不法な欲望」と呼ぶにちがひなく、その不活性化に向けて環境整備に着手するはずであるが、こと死刑制度に関してはむしろ一貫して見せしめによる抑止効果を主張して、刑罰の残虐性が魂の内なる残虐性を開発し助長するという負の効果を全く考慮していないかのようである。なぜだろうか。

やや思弁的になるが、これは抑止効果と助長効果の比較考量に基づくのかもしれない。そして死刑制度そのものや裁判から処刑に至る個々の過程が周到に準備された適切な文脈の下で適切な仕方で行われれば、前者を最大限に、後者を最小限に統制できるとプラトンは見たのかもしれない。しかしその場合でも、個々人の魂のあり方は複雑多様でありうると考えられるから、全住人を魂の秩序づけとそれに伴う犯罪抑止の方向へ誤りなく導けるかどうかは疑問の余地が残るだろう。プラトンは気づいていたかもしれないが、あるもの（あること）が魂のどの部分に、またどのように作用するかは、作用を受け取る側の魂のあり方（構え）にも左右されるのであって、そのもの自体だけでは決定困難であるのだ。したがってプラトンが期待するような効果は、よい素質とよい養育や教育によって魂がすでにある程度適切な状態に形成されている場合にしか起こらないだろう。現にレオンティオスは、彼の受けた養育と教育が悪かったのか、死体愛好的欲望を催しただけでなく、彼の気概的部分は（たとえ一時的であれ）味方の理知的部分を捨てて欲望的部分に寝返ったのだった。しかしそれならば、はじめから死刑制度の抑止効果に訴える必要はないのである。以上で見る限り、プラトンの魂論は死刑制度による犯罪抑止を必ずしも保証するものではなく、この点で死刑制度の存立根拠は薄弱であると言わなければならない。

IV

理想国における死刑制度の存立根拠に関連して不審な点は他にもまだある。その一つは現代の死刑存廃論争でも主要対立点の一つとなっている「誤判の可能性」の問題である。プラトンは『ゴルギアス』末尾のミュートス(*Gorg.* 523a-524a) でこの点に触れている。つまり理想的な裁判とは魂によって魂を裁くもの

である (cf. *Rep.* III 409a1) のに、現実世界の裁判では一方の裁く者は肉体 (目や耳) を通しての証拠や証言に依拠せざるを得ず、他方の裁かれる者は肉体のお陰で魂の内を見透かされずにすむので、肉体が二重に介在するために誤った判決を下してしまうというのである。ここでは誤判・冤罪の根本原因の一つとして裁判における肉体の介在が指摘されている。『国家』で構想された理想国の住人も肉体への内在という人間の基本的制約条件を免れない (X611c-612a) のだから、裁判官がいかほど優れていようと (III409a-e: 優れた裁判官について)、誤判の可能性は排除できないかもしれない。この点をどう見るべきか。

「誤判の可能性」を死刑制度廃止の決定的論拠とみなす論者にとって、プラトンがこのことから死刑制度廃止の方向へ動かされなかったことは、ソクラテス裁判がまさに誤判による冤罪であった (と少なくとも彼は信じた) ことを思えば驚くべきことのように思われるかもしれない。そしてそこに彼の人権感覚の欠如を嗅ぎ取るかもしれない。もっとも、プラトン (あるいはソクラテス自身) がソクラテス裁判の誤判に関してしきりに指摘するのは短時間の審理という制度上の不備であって (*Apol.* 19a, 24a, 37a-b)、これは克服しうるし克服すべき課題なのである。そのためもあってか、晩年の『法律』の一節 (esp. 856a) ではその点を考慮した改革案を提示している。改革へのプラトンの熱意にはいつも並々ならぬものがある。

むしろプラトンは誤判の可能性を不可避とすることを潔しとせず、あくまでその軽減と (もし可能ならば) 克服を目指しているのだと私には思われる。ここで重要なことは、ソクラテス裁判を経験したプラトンが批判の矛先を死刑制度一般に向けるかわりに、国制とそれを支える人間のあり方へ思いを沈め、ことに当時の民主制のあり方に (おそらくソクラテス裁判に幾度も立ち返りつつ) こだわり続けたこと、そしてそれへのアンチテーゼとして頂点に「哲人王」が君臨する理想的な政治システムを構想するに至ったことである。これは人間とその社会の不完全性の克服に向けて彼が示した道筋であった。誤判の可能性の問題、そして死刑制度の存立根拠も、(上の結論をいったん留保して) 人間の可謬性の問題として一般的視点から改めて検討する必要があるだろう。

いま敢えて一言で言うなら、冤罪もまた「哲人王」が実現されなければ逃れられない人類の災厄の一つということになるだろうか。ただしその場合でも、「哲人王」という特権的存在 (とはいえ一種の専門家) のもつ知識にすべての仕事をいわば丸投げしてすむわけではない。魂が治療可能かどうか、再教育可能かどうかの判断基準の確定とその個別事例への適用は、むしろ (下位層をなす)

個別的諸学に託される課題だからである（技術の階層性はプラトンが折に触れて注意する事柄）。だが既述の通り、判断基準の確定は実際にはかなり困難だろう。しかも判断基準は、身体の病の治療可能性の判断基準と同様、時の学問・技術水準に大きく左右されるのであってみればなおさらである。そしてそこにまたしても誤判の可能性の問題が浮上する。すなわち、魂の治療が不可能な者だけを死刑に処するという趣旨からすれば、死刑判決後に改悛（魂の秩序の回復）が認められた場合も広い意味での誤判（死刑ではない別の刑罰を科すべきであった場合）と言ってよい。もっとも、このような意味での誤判は刑の執行を長期間に渡り猶予する（そして改悛が認められれば減刑する）ことで、ある程度の救済は可能かもしれない。しかしいずれにせよ、専門家集団としての理想国でも、依然として誤判を含むすべての誤謬を克服する道は（目標到達がほとんど不可能に近いかもしれないほど）長く険しいのである。

結び

以上のように、（プラトンの「魂の三区分説」の観点からも）処刑が他者の魂に与える効果（犯罪抑止効果・犯罪助長効果）は確定困難と思われること、また（プラトンの「哲人王」の構想の観点からも）受刑者本人の魂の治療（改善）が真に不可能かどうかは確定困難と思われることから、理想国における死刑制度は十分な存立根拠をもつとは言えないと判断される。ただ問題の大きさに比して以上の考察はいまだ不十分であるから、この考察結果は暫定的なものにとどまる。少なくとも人間の可謬性の問題へのプラトンの対応を検討した後——それは魂論へも新たな光を投ずるかもしれない——改めて評価しなおされるべきである。それ以外にも、一般に刑罰は人間の再教育という側面を多分にもつ（とプラトンは考える）以上、この小論では十分に論じられなかった教育論の解明、それも守護者以外の教育にまで考察の視野を広げたうえでの解明は、この問題のよりよき理解にとって必要不可欠であろう。それには『国家』だけでなく『法律』における刑罰論や教育論とその背景思想の検討をも要するだろう。その他現段階で筆者の見落としている証拠（不利、有利を問わず）が多々あるだろう。したがってプラトンに上記の判決を言い渡すとしても、確定判決には時期尚早である。

（京都大学・西洋哲学史・博士課程）